

公共事業評価の概要

1 公共事業評価とは

(1) 事前評価

公共事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、客観的な指標に基づく公共事業事前評価を行い、次年度の新規要望箇所を決定を行う。

(2) 再評価

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図り、県が実施する公共事業の適正な執行を図るために次の基準に基づき公共事業の再評価を行う。

- ① 事業採択前の準備・計画段階にある公共事業で5年を経過するもの
- ② 事業採択後10年を経過する公共事業
- ③ 事業採択後5年を経過する時点で着工できないことが明らかな公共事業
- ④ 再評価実施後5年（下水道事業にあっては10年）を経過する公共事業
- ⑤ ①から④までの規定にかかわらず、国の対象要件が示された国庫補助事業で、再評価を実施する必要があると認める公共事業
- ⑥ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要があると認める公共事業

(3) 事後評価

公共事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業事後評価を行う。

2 宮崎県公共事業評価委員会の位置付け

公共事業の効率的な執行及び実施過程の透明性を図るため、事前評価と事後評価に当たっては総事業費が10億円以上の事業について、また、再評価に当たっては1(2)に該当する事業について宮崎県公共事業評価委員会に意見を求める。

※ 宮崎県公共事業評価委員会（委員は学識経験者等10名で構成）

3 今回の審議案件

(1) 公共事業事前評価（農政水産部）

番号	事業名	市町村名	箇所名
1	経営体育成基板整備事業	三股町	三股中央左岸1期地区